

| 新                      |        |  |              |               |   |            | 旧   |   |        |              |              |   |       |  |                |
|------------------------|--------|--|--------------|---------------|---|------------|---|---|--------|--------------|--------------|---|-------|--|----------------|
| 地区整備計画の名称              | 計画地区   | ア  | イ            | ウ             | オ   | カ          | キ   | 地区整備計画の名称   | 計画地区   | ア            | イ            | ウ   | オ     | カ  | キ              |
| 東京都市計画北烏山二丁目北部地区地区整備計画 | 住宅団地地区 | 建築してはならない建築物   | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 壁面の位置   | 壁面の位置の適用除外 | 建築物の高さの最高限度(1)  | 東京都市計画北烏山二丁目北部地区地区整備計画  | 住宅団地地区 | 建築してはならない建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建ぺい率の最高限度   | 壁面の位置 | 壁面の位置の適用除外   | 建築物の高さの最高限度(1) |
|                        |        | 次に掲げる用途の建築物以外のもの<br>(1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅のうち、各住戸の住戸専用部分の床面積が30㎡以上であるもの<br>(2) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの<br>(3) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令(以下この部において「施行令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物<br>(4) 法別表第2(ハ)項第5号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)<br>(5) (1)から(4)までに掲げる用途に係る建築物に附属するもの(施行令第130条の5の5で定めるものを除く。) | 変更なし         | 変更なし          | 1 計画図1に示すとおり、1号壁面線については、隣地境界線又は道路境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、隣地境界線から5m又は道路境界線から2m<br>2 計画図1に示すとおり、2号壁面線については、計画図2に示す北烏山二丁目公園の境界線又は隣地境界線から5m<br>3 計画図1に示すとおり、3号壁面線については、隣地境界線から5m<br>4 計画図1に示すとおり、4号壁面線については、地区計画境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、地区計画境界線から2m<br>(5 削除) | 変更なし       | 35m。<br>ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。<br>(1) 当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4mを加えたもの<br>(2) 計画図1に示す1号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの<br>(3) 計画図1に示す3号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの<br>(4) 計画図1に示す4号壁面線に係る部分にあつては、当該部分から地区計画境界線までの水平距離に1.25 | 次に掲げる用途の建築物以外のもの<br>(1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅のうち、各住戸の住戸専用部分の床面積が30㎡以上であるもの<br>(2) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの<br>(3) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令(以下この部において「施行令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物<br>(4) 法別表第2(ハ)項第5号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)<br>(5) 前各号の建築物に附属するもの(施行令第130条の5の5で定めるものを除く。) |        | 変更なし         | 変更なし         | 1 計画図その1に示すとおり、1号壁面線については、隣地境界線及び道路境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、隣地境界線から5m及び道路境界線から2m<br>2 計画図その1に示すとおり、2号壁面線については、公園(計画図その2に示す公園をいう。)の境界線及び隣地境界線から5m<br>3 計画図その1に示すとおり、3号壁面線については、隣地境界線から5m<br>4 計画図その1に示すとおり、4号壁面線については、車道状空地(計画図その2に示す車道状空地をいう。以下この項において同じ。)の境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については、車道状空地の境界線から2m<br>5 計画図その1に示すとおり、5号壁面線については、道路境界線から5 | 変更なし  | 建築物の各部分の高さは、35mを限度とし、かつ、次に掲げるもの以下とする。<br>(1) 当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4mを加えたもの<br>(2) 当該部分から隣地境界線及び車道状空地に係る部分を除く。)及び道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの<br>(3) 当該部分から車道状空地の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの |                |

|                      |      |   |   |      |   |      |                              |                      |      |   |   |      |  |      |  |
|----------------------|------|---|---|------|---|------|------------------------------|----------------------|------|---|---|------|--|------|--|
|                      |      |   |   |      |   |      | <u>を乗じて得たものに 17.5mを加えたもの</u> |                      |      |   |   |      | <u>m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅にあつては、高さが4m以下の部分については道路境界線から2m</u> |      |  |
| 住宅<br>団地<br>周辺<br>地区 | 変更なし | — | — | 変更なし | — | 変更なし |                              | 住宅<br>団地<br>周辺<br>地区 | 変更なし | — | — | 変更なし | —  | 変更なし |  |

※エ・ク・ケ・コの列については制限がないため省略されています。